沼津市健康管理システム 導入機種候補選定に係るコンペティション 実施要領

1 目的・趣旨

地方公共団体においては、令和7年度末までに健康管理を含む 20 の対象業務について「国が示す標準準拠システム」(以下「国の標準化」という。)への移行が義務づけられ、本市でも円滑な移行を目指し準備を進めている。

この中で、沼津市健康づくり課で稼働する現行の健康管理システム(TIARA 富士通 JAPAN (株) 製)は、国の標準化に対応するバージョンアップが実施されないため、本課では現行のシステムに代わるものを導入する必要があり、今回、その候補となる機種の選定を行うものである。

この要領は、「沼津市健康管理システム導入機種候補選定に係るコンペティション」 の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

2 概要

- (1)業務名 沼津市健康管理システム導入機種候補選定
- (2)業務内容 別紙「沼津市健康管理システム導入機種候補選定仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市市民福祉部健康づくり課

(〒410-0881 沼津市八幡町 97 沼津市保健センター)

担当 堤、小田

電話 055-951-3480

FAX 0.5.5 - 9.5.1 - 5.4.4.4

E-mail kenkou@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件等

本コンペティションは導入機種候補を選定するためのものであるため、提案するシステムを開発する事業者からの提案を求めるものである。なお、次の各号のいずれかに該当する者は、本コンペティションに参加する資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (3) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、 同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置 を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 平成30年度以降、地方公共団体へのシステム導入実績(システムの種類は問わない)を有しない者

5 選定スケジュール

No	内容		期間
1	募集開始	令和5年11月20日(月)	ホームページに掲載
2	質問受付	令和5年11月28日(火)	17 時までに電子メールで
3	質問回答	令和5年11月29日(水)	17 時までにホームページに掲載
4	参加申込・書類提出	令和5年12月15日(金)	正午まで
5	選考 (書類選考)	令和5年12月19日(火)	※予定
6	選定結果の通知	令和5年12月25日(月)	※予定
7	運用開始	令和8年1月	※予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本コンペティションの内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX (様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、コンペティション実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 コンペティションへの参加申込

以下の書類をコンペティション参加申込の期限までに「3 問い合わせ・書類提出先」 へ提出(持参又は郵送(郵送の場合は必着))すること。ただし、沼津市入札参加資格 者名簿に登録されている事業者は、(6)(7)(8)(9)は不要である。

- (1) 参加申込書 1部(様式1)
- (2) 導入実績表 7部(様式2)
- (3) 会社概要 7部(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)
- (4) 提案書 7部 (様式3、詳細は「8 提案書等の提出」を参照のこと)
- (5) 個別要求機能一覧 7部(様式4、詳細は「8 提案書等の提出」を参照のこと)
- (6) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部(様式5)
- (7) 登記簿謄本等 1部(申込日から3か月以内に発行されたもの)

- ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し
- ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し
- (8) 財務諸表 1部(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)
- (9)納税証明書 各1部(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出)(市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出)
 - ①市税納税証明書
 - ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)
 - ・個人事業者の場合は市県民税納税証明書(最新のもの)
 - ②固定資産税納税証明書(最新のもの)
 - ③国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

8 提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ①提案書(様式3)
- ②個別要求機能一覧(様式4、対応可否の項目については「対応可=〇」、「カスタマイズまたは代替案で対応可=△」、「対応不可=×」のいずれかを選択すること)
- (2) 提案書等の規格

提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「(1)提出書類」は、原則日本工業規格A4で作成する。(1)提出書類を①(資料含む)②の順に左綴じしたものを1部とし、これを7部提出する。
- (3) その他、注意事項
- ①提案書(様式3)は10ページ以内(提案に必要な資料(7部)は除く)で作成すること。なお、提案書とは別にパンフレット等の提出(7部)を可とする。
- ②見やすいもの、わかりやすいものとすること。
- ③提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、指示した期限 までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

9 提案する内容

仕様書及び評価項目に示す内容について、システムに関する具体的な提案を行う。

10 選考

(1) 選考方法

提案書等提出書類の内容を基に、「沼津市健康管理システム導入機種候補選定委員会」において総合的に評価を行い、導入機種候補を選定する。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

11 選考結果の通知

導入機種候補選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、 評価結果については、市にその理由の説明を求めることができる。

12 失格になる場合について

提案事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

13 選定の取り消し

選定されたシステムの提案事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、導入機種候補者の選定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の提案を導入機種候補にすることを検討する。

- (1)「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 選定後の予定

今回のコンペティションは、導入システムの候補となる機種の選定に限るもので、提案事業者と契約を締結するものではない。選定後の予定は次に示すとおりとし、提案システムの導入を前提とし作業を進める。なお、その作業を行う事業者は別途選定するため、導入・運用・保守業者をこのコンペティションにより決定するものではないという点に注意すること。また、今後の状況によっては、このコンペティションで選定されたシステムを導入しない可能性もあるが、その場合において市は責任を負わないものとする。

令和6年7月~令和7年12月 環境構築 (システム導入に要する作業を含む) 令和8年1月~ システム稼働

15 提出書類の取扱い

- (1)提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価 に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2)提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿(業者名簿)に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目	配点	合計配点
①導入実績が十分であり、継続的な安定稼働を期待できるか	15	
②仕様書及び個別要求機能一覧に示す要求水準を満たすシス	15	100
テムであるか	10	
③制度改正及び市独自制度等に柔軟に対応できる高い汎用性	15	
があるか	10	
④画面表示がわかりやすく、使用頻度の高い操作等を簡便に	15	
) ことができるか		100
⑤本市の現行システムが保有するデータ等に関して効率的か	10	
つ効果的な移行作業が実現できるか	10	
⑥セキュリティ対策は十分なものか	10	
⑦サポート体制は十分なものか	10	
⑧提案するシステムに独自の強みなどがあり有益なものか	10	
	100/100	